

吾等の帝都は
吾等で護れ！

昭和八年八月

関東防空演習
市民心得

東京市

昭和八年八月

関東防空演習市民心得

東京市役所

關東防空演習市民心得

序 言

第一 關東防空演習の結構の概要

附表

- 一、演習區域 (一)
- 二、演習實施豫定一覽表 (二)
- 三、關東防空演習參加陸軍部隊 (三)
- 四、防空機關配置要圖 (四)

第二 空襲と市民

附表

- 五、航空機識別圖 (五)

第三 防空監視隊

附表

- 六、防空監視隊 (六)

第四 燈火管制

附表

- 七、燈火管制要領並實施上の注意 (七)

第五 防護演習に關する演習上の注意

附表

- 八、各種毒瓦斯一覽表 (八)

第六 警報

一、空襲警報について

- 九、空襲警報並解除方法 (九)
- 一〇、東京市警報傳達系統 (一〇)

- 二、防護警報について (一一)
- 三、市民の注意 (一二)

關東防空演習市民心得

序 言

今夏八月中旬を期して決行せられました關東防空演習は「關東防空演習結構の概要」にて御解り下さる様に實に空前絶後の大規模の演習でございます。

近代科學の異常な躍進は其の界限を豫知することは到底出来難いこととて之を戦争の一例にとつて見ましても昔の戦争とは全く趣を異にし第一線の勇猛果敢な軍隊に決定的な結末を與へない以前に敵國の爆撃飛行隊は容赦なく國土上に空襲し平和の誓約など何のものは一片の反古紙同様で地物を破壊する爆弾や、凄惨な毒瓦斯を發撒する毒瓦斯彈や、疫病を蔓延させる細菌彈や、鐵筋、鐵骨のコンクリート建築物を紙の様に撓き拂つて三千度以上の高熱を出し而も自ら酸素を供給してドン／＼燃え拂かり消火の水が何の役にも立たないといふ眞に始末に終へない燒夷彈などを遠慮會釋もなく隨所へ盲目滅法に投下して先づ銃後の國民をして第一に戰意を喪失せしめるのであります。

こんな事を想起し而も複雑した國際關係に想到するとき誰れか思半ばに過ぎないものがありませうか。この意味に於て軍民一致協力して國內的にも對外的にも帝都市民の名を恥づかしめないやうに努力せねばならないのであります。今回の演習は其の實習として行はれるのでありますから市民各位は直接に關接に本演習所期の目的達成に御協力下さるやうに御願ひ致す次第であります。

第一 關東防空演習結構の概要

本演習は東京、千葉、神奈川、埼玉、茨城の一府四縣を演習區域(一)として之等要地の防衛に關して軍部は防衛部隊を訓練し併せて關係官公衙、諸團體、及一般官民の防空に關する施設並に訓練の向上を期するものであります。

燈火管制區域鐵道圖要



この演習は海陸協同で行はれるので演習部隊を攻防両者に区分して攻者は海軍及一部の陸軍航空部隊とし防者は陸軍航空部隊を以て之に充てゐるのであります。

〔附表第一〕 演習區域

而して燈火管制區域は燈火が上空から観えない様にする區域で演習區域全般に亘り、防空監視區域は敵の飛行機を見張りする區域で演習區域中の重要部を含み、防護區域は防護團を編成して防護する區域で東京市、横浜市、川崎市であります。

一、観市民で防護團員である者は「東京市非常災害業務規約」(昭和八年一月改正)に基づく防護業務を演習し、特に敵機空襲に際しては、假想爆弾(飛行機よりの投下弾は、焼夷弾及破壊弾を黒煙又は撒紙、瓦斯弾を黄龍又は白粉で信號し拳銃弾又は代用弾で示す但し夜間は緑星を以て各種投下弾を現示する)投下に對し夫々演習關係要領に準じて演習を實施することになります。

を實施することになります。

直接防護團員でない市民各位は出来る限り協力援助して戴くこととなります。

演習統監部と防護司令部とは、牛込區陸軍士官學校内に在つて統監と司令官とは東京警備司令官の兼任、東京市長は統監部顧問で東京市内の軍部以外の演習を統轄致します。

本演習に要する經費は總て演習團隊自體の負擔といふのが原則なので東京市聯合防護團として直接間接市民各位へ大變御迷惑をかけた事と思ひますが所謂官民一致國民の總親和總努力の精神によつて御寛容を願ひます。

東京市長は直接東京市聯合防護團長として防護團諸君と演習に参加し又東京市長として一観市民各位と間接に協力援助に當り軍民一致協力防空所期の目的を達し所謂吾等の帝都は吾等で護つて見るのであります。

演習は次表の通り實施の豫定であります。

〔附表第二〕 演習實施豫定一覽表

日次	演習	區分	防空監視	燈火管制及警報	防護	直轄部隊	摘要
八月九日	第一日	晝間	豫定時飛行機の飛來と共に防空監視の訓練をなす	一、豫定時飛行機の飛來と共に空襲警報の傳達を實施す	一、防護區域にありては各防護區毎に綜合訓練を實施す 二、防護區域外に於ては適宜防火、警防に關する訓練を實施す	一、地上部隊の綜合訓練を行ふ 二、飛行機の空中職間訓練を行ふ	一、午前七時準備完了 二、午前八時演習開始 三、攻撃機飛來の時期を豫め指示す 四、午後十一時演習中止
	夜間	一、同右	一、演習開始と同時に警戒報及非常管制を實施す	一、主として警報、警報及交通整理の訓練を實施す	一、同右		

考 備	日三第習演 日一十月八		日二第習演 日一十月八	
	曉	拂	間	晝
三、 某日夜とは某日の黄昏より其の翌日の拂曉迄を云ふ。	一、 第二日に同し	一、 第二日に同し	一、 同 右	一、 状況下に防 しむ 二、 状況下に空襲警報の傳達を實施す
	一、 第二日に同し	一、 第二日に同し	一、 同 右	一、 状況下に空襲警報の傳達を實施す
	一、 第二日に同し	一、 第二日に同し	一、 同 右	一、 状況下に地上部隊を訓練す 二、 状況下に空中部隊を訓練す
	一、 第二日に同し	一、 第二日に同し	一、 同 右	一、 午前七時演習 再興 二、 攻撃機飛來の時期を豫め指定せず

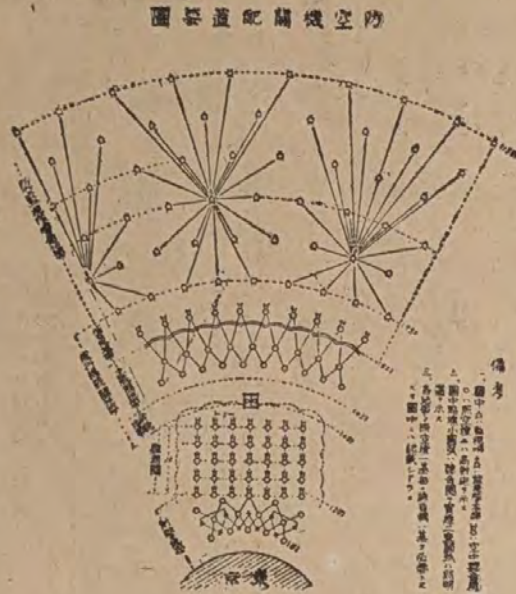
参加陸軍部隊は次表の通りであります。

〔附表第三〕 關東防空演習参加陸軍部隊

一、東京警備司令部	九、第十一師團の一部（山砲兵部隊）
二、近衛師團の一部	十、第十四師團の一部（歩兵及工兵部隊）
三、第一師團の一部	十一、野砲兵及重砲兵部隊
四、第二師團の一部	十二、陸軍飛行學校の一部
五、第三師團の一部	十三、陸軍飛行學校の一部
六、第四師團の一部	十四、陸軍飛行學校の一部
七、第五師團の一部	十五、陸軍飛行學校の一部
八、第六師團の一部	十六、陸軍飛行學校の一部
九、第七師團の一部	十七、陸軍飛行學校の一部
十、第八師團の一部	十八、陸軍飛行學校の一部

備考 一、参加部隊は状況に依り若干變更することあり

〔附表第四〕 防空機關配置要圖



第二 空襲と市民

一九〇〇年にツエッペリンが空中に浮び上り、一九〇三年にはライト兄弟が發動機附の飛行機で空中を飛んで當時の國際會議で俄然重要問題として論議されましたが、以來三十餘年の星霜を経て現用の航空機までに進歩したので、まだ、何の程度まで進歩するか測り知ることが出来ないものであります。從來はいざ戦争といふことになつても國內奥深くに住む市民にとつては軍艦の來襲も、大砲の響きも、戦車の跳梁も直接的には何等の不安とならなかつたのに反して、今まで銃後の市民がむさぼつてゐたこの安穩の夢は飛行機の發達と同時に忽ちに掻き消されてしまつたのであります。

一旦國交斷絶して宣戰布告となれば實に其の日の時から吾々市民の頭上には敵機の大砲の爆音を聴かねばならなくなつて來たのであります。

直接無事な市民に戦を挑み、銃後の市民をも一

緒に戦塵の渦中に卷込まずには置かなくなつたのであります。一例を歐洲大戰にとつて見ますれば倫敦市民が空襲を受けたのは、大戰間百十六回で頻々として相繼いで行はれた頃

六

の倫敦市民はその脅威のために一時は誰れも彼れも神經衰弱の症狀を呈し、お互に顔さへ合せれば「あゝ今日も亦日が暮れ始めた、今夜も亦例の葉巻が來襲して來るのか、一體吾々は何時になつたらこの苦しみから遁れることが出来るのだらう。折角かうして今からベッドに横はるのもいいが、どうせ間もなくあの嫌な警報に叩き起されるのに決つてゐる。これなら寝ない方が賢いかも知れない。うつかりしてぐつすり寢込んでしまふものなら、そのまゝお陀佛になるかも知れたものでない」などと歎息し合つたのであります。

夜がやつと明放れて兎に角無事に朝餉の食卓に就くことが出來た時には「ホウ俺はまだ生きてゐたのか」と自分で自分の類つたをつねつて見たといふ話まで残されてゐる位であります。

今度の演習の攻者である海軍航空機と陸軍航空機の一部とが此の倫敦の空襲の葉巻即ちツエツペリンの役割を演ずることになります。

空襲は種々の事情の關係上概して夜間決行せらるゝのが多いやうで、投下爆彈の被害が如何に慘めで之に對してどんな動作をするかの演練を爲さねばなりません。

第三 防空 監視 隊

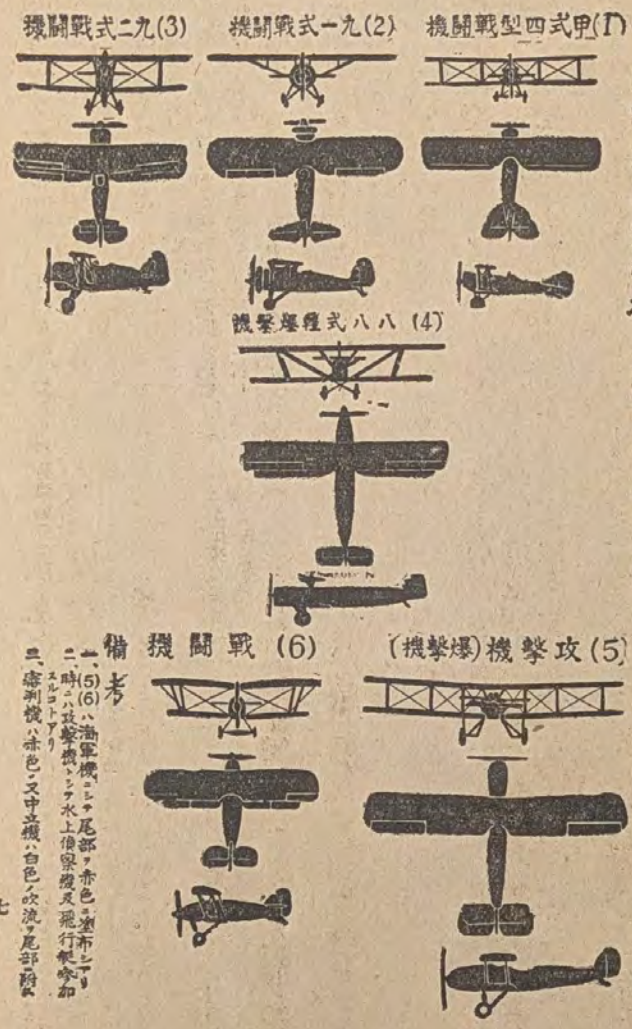
監視哨は蟲の觸角のやうに都市から八十杆乃至一〇〇杆の地點即ち房總半島の九十九里濱あたりの海岸へ出張つて敵機を監視するので「敵機來襲」といふことになれば、直ちに諸種の方法で半込陸軍士官學校内の防衛司令部へ報告されるのであつて、防衛司令部は直ちに攻撃機の出動を下令し市民へは非常管制の警報を發して燈火の非常管制を命ずるのであります。

演習ではありますが前にも述べました通りの實際の場合の事を考へて御迷惑でもよく自發的好意的に燈火を管制して戴きます。

防空監視隊は下表によつて大陸飛行機を識別いたします。

〔附表第五〕 航空機識別圖

防禦軍用飛行機 攻撃軍用飛行機



備考
一、(5)ハ海軍機、シヤ尾部ヲ赤色ニ塗リシ
二、時ハ攻撃機、シヤ水上偵察機又飛行艇等加
三、審判機ハ赤色又中腹ハ白色又流シ尾端ハ
七

前記の通り燈火管制は管制の程度に依つて警戒管制と非常管制との二通りあります。

警戒管制は敵機來襲の虞があります、期間として八月九日夕刻防空演習に入ると同時に始まりまして、演習の終る八月十一日の朝まで續いて行はれるものであります。

非常管制とは警戒管制の間に敵機が來襲した時、空襲警報が發せられると共に始まり、警報が解かれると終るものであります。

空襲警報が解かれて非常管制が終れば再び警戒管制が續けられます。

◇空襲警報と電燈の點滅

空襲警報は、正午報サイレン、ラヂオ、工場サイレン、汽笛、警鐘、打上花火、及電燈の點滅信號等に依つて、お傳へすることになつて居りますが、電燈の點滅に依る信號は夜間だけ供給して居ります。定額屋内燈や街路燈にのみ之を行ふことになつて居りますから晝夜間供給を受けて居らるゝ従量燈のお宅では、電燈の點滅信號には頼らずに、前記の諸警報に特に御注意下さい。

電燈の點滅信號は三秒間隔で三回點滅する事になつて居ります。

◇燈火管制中電燈は次の様に處置して下さい

今度の燈火管制は一般の訓練に重きを置かれまして、「各箇管制」に依つて行ふことに定められて居りますから、電氣業者の方では平常通りに電氣をお送りして居りまして、電燈御使用の皆様方を煩はして、次の様に定められた方法に依つて燈火の處置をして戴くことになつて居ります。

警戒管制のときは

▲看板燈、廣告燈、ネオンサイン、投光器、鈴蘭燈、庭園燈、御神燈などは全部お消し下さい。

▲街燈は警察の指定(區役所又は防護團を通じて指定さるゝ場合もあります)あるもの以外は消し下さい。

▲軒燈、門燈などもなるべくお消し下さい。

◎若しどうしても點けて置きたい場合は光が空にさゝぬ様な蔽ひをして下さい。

◎開閉器で何時でも迅速に消せるものは警戒管制の時だけ點けて置いてても差支へありませんが、空襲警報があつたら即時責任を以てお消し下さい。

▲飾窓や道路に面した店先の燈火はお消し下さい。

▲室内の燈火はなるべく屋外に光が漏れぬ様に蔽ひをして下さい。

非常管制のときは

▲警戒管制のとき點けて置いた軒燈、門燈などは必ずお消し下さい。

▲室内の燈火は光が屋外に出ぬ様に蔽ひの度合を増すとか、戸や窓掛けなどで充分に隠して下さい。

◎若し光が屋外に漏れる虞があるときはお消し下さい。

◇御注意のこと

▲電燈の蔽ひは熱氣のこもらぬ様に

◎紙や布切などの蔽ひ物を電球に直接に觸れたり餘り近づいたりしないこと。(電球の熱のために發火する虞れがありますから。)

◎蔽ひをした上部を餘り塞がないで電球の熱の逃げる通風の餘地を置くこと。(塞いでしまふと熱がこもつて發火する虞があります。)

▲電燈を消すときには

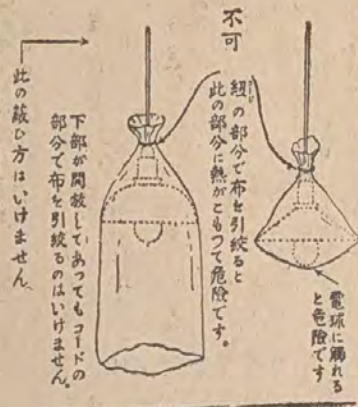
◎開閉器のあるものは必ずスイッチによつてお消し下さい。

◎スイッチのないものは電球をゆるめてお消し下さい。グローブ(電球の外側に被せてある丸い硝子の笠の事)のかゝつてあるものは先づグローブを取り外してから電球をゆるめてお消し下さい。

◎消燈するために電線や「フューズ」を取外したり切つたりせぬ様に願ひます。

◎街燈、門燈、軒燈、廣告看板燈等を消す場合、梯子をかけると柱等が傾いたり折れたりする虞があります。

から、なるべく脚立を使用する様に願ひます。
 ◎電燈點滅用のスキツチ取付の工費材料費は各戸負擔のこと



▲危険な場所の電燈は防護圈に

◎非常に高い所に取付けてあつたり、消燈上技術を要し又はスキツチがなくて消燈に危険なものがありましたら演習前成る可く早く防護圈にお申出を願ひます。防護圈と電氣業者とが協力しましてお消し致します。

▲燈火の點滅をするためにスキツチをお取付にならない方は至急電氣供給者へお申込を願ひます。

▲燈火管制が終つたときは

◎電球やグローブを元通りにお直しを願ひます。
 ◎電線や「フューズ」又は電球の承口等の電氣の通る部分に觸はらぬ様に。

▲電氣の事故は直ぐに知らせること。

◎電氣についての事故が起つたり又起りさうな危険な状態が見えたら最寄りの電氣業者の營業所なり派出所へ直ぐ知らせること。

二、屋 外 燈 (土木局實施規程)

第一章 警戒燈及永久燈ノ選定方法

第十六條 警戒燈及永久燈ノ選定ハ關係警察官憲ノ意見ヲ徴シ各區防護團長之ヲ決定スルモノトス

第十七條 前條ノ選定ニ關シテハ關係警察官憲ニ於テ別紙警視廳通牒ニ依リ指定セラルルニ付各區防護團長ハ之ト連絡ヲ保チ警戒燈及永久燈ノ存置圖ヲ作製スルモノトス

第十八條 軌道側柱燈ハ警戒燈トス

第二章 警戒燈、永久燈及一般街燈ノ燈火管制

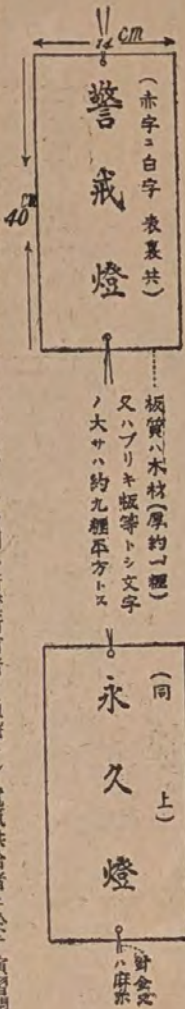
第十九條 警戒燈及永久燈ノ選定ヲ了シタルトキハ遅滞ナク左圖ノ標示板ヲ燈柱ノ根元ヨリ約八尺ノ見易キ所ニ懸垂スルモノトシ之ニ要スル費用ハ各區防護團ノ負擔トシ同所ニ於テ懸垂ヲ爲スモノトス (土木局所管ノモノハ土木局ニ於テ爲スモノトス)

第二十條 警戒燈ハ必要ニ應ジ遮蔽又ハ滅燭ヲ爲シ(其ノ選定ハ各區役所ト警察官憲ト打合せ決定スルモノトス)永久燈ハ全部遮蔽スルモノトス

遮蔽裝置ハ第四圖記載ノ標準ニ依リ(類似ノ既成品アレバ之ヲ使用スルモ差支ナシ)全市ヲ統一シテ施スモノトス
 本裝置ニ要スル費用ハ街燈所有者ノ負擔トシ所有者ニ於テ演習開始五日前迄ニ設置ヲ完了スルモノトス
 前項ニ據リ難キモノハ之ニ準シテ施設スルモノトス

第二十一條 警戒燈操作ハ極メテ迅速且正確ニ施行ヲ要スルヲ以テ各區防護團ニ於テハ豫メ一燈ニ付防護團員二名及附近住民二名ニ操作ヲ委託シ(電氣局軌道側柱燈ノ消燈操作ハ電氣局ニ於テ爲スモノトス)置キ演習開始前日迄ニ操作ノ方法ヲ充分會得セシメ置クモノトス

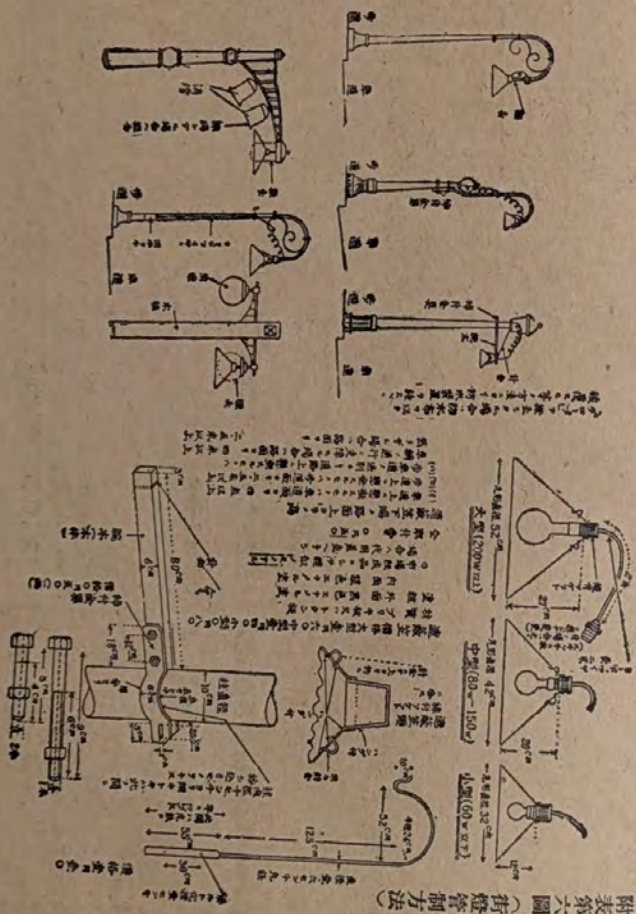
警戒解除ノ場合ニ於テハ前項ノ委託者ハ速ニ復燈操作ヲ爲スモノトス
 警戒燈ニハ一燈毎ニ必ス「スキツチ」ヲ設置スルモノトシ(土木局所管ノモノハ一燈毎ニ「スキツチ」ヲ設置シアル



モ町會其ノ他ノモノハ此ノ設備ナキモノ多シ之ニ要スル費用ハ街燈所有者ノ負擔トシ電氣供給者ニ於テ演習開始五日
日前迄ニ完了スルモノトス
第二十二條 警戒燈、永久燈以外ノ一般街燈ノ消燈操作ハ街燈所有者ニ於テ演習開始當日正午迄ニ全部ヲ終了スルモノ
トス
街燈所有者ハ豫メ前項施行ノ爲メ消燈操作擔當者(住所氏名、年齢附記)ヲ定メ演習開始五日前迄ニ區防護團ニ届出
ツルモノトス(土木局主管ノモノハ土木局ニ於テ行フモノトス)

第三章 附則

第二十三條 市及區吏員中ヨリ検査員ヲ定メ左ノ事項ニ關シ検査ヲ爲シ演習終了後直ニ報告書ヲ作製シ市長ニ提出スル
モノトス
イ 標示板設置ノ有無及狀況
ロ 「スキツチ」設置ノ有無及狀況
ハ 遮蔽装置ノ有無及狀況
ニ 事前ノ消燈訓練ノ熟否
ホ 警戒管制時ノ消燈狀況
ヘ 非常管制時ノ消燈狀況
ト 改良スヘキ諸點
チ 其ノ他
前項検査員ハ市長之ヲ命ス



附表第六圖(街燈管制方法)

110

一 空襲警報について

空襲警報の傳達には以上の二つの要件がありますので、之を電話や口を以て傳へる爲には今回は次の様に規定したのである。

三

市民としての注意事項を次に摘記いたします

一、爆弾空襲に對し市民の心得べき事項

- 1 空襲警報を聞き又は爆弾の投下ありたる時は、速に附近の家屋に入り、街路に立たないこと
若し附近に家屋なき時は、路傍の壕又は窪地に避けること
- 2 一ヶ所に多数群集するは危険であること
- 3 硝子窓又は扇の附近に立つは危険であること

二A、瓦斯空襲に對し市民の心得べき要件

- 1 毒瓦斯の襲撃は航空機で毒瓦斯入りの爆弾を落すのが普通であります。が時としては持久性の液体毒物を雨の様に滴下する事もあります。
- 2 毒瓦斯は次の點で普通の爆弾と違って居ります。
イ、破裂せる音響が小さく、其破壊作用も亦小さい。
ロ、其附近及風下には特別の臭氣がある。又眼や鼻や咽喉を刺戟される事がある。
ハ、時として多量の煙を伴ふことがある。
ニ、時として其四圍に液体を發散することがある。
ホ、普通の爆弾は落ちた場所の附近にのみ作用するが毒瓦斯は其風下にまで擴がるから被害の範圍が遙に廣い。
ヘ、普通の爆弾は落ちた瞬間に作用するだけであるが毒瓦斯は長時間に亘り効力が有る。
ト、毒瓦斯は空氣より重いから地下室にも入り込む事がある。
- 3 毒瓦斯は前述の様な特性が有りますから防護準備が完備して居ない場合にはその被害は極めて重大であります。

B、防毒上の注意

市民一総の毒瓦斯に關する智識向上し適當な防毒法を實行すれば假令其襲撃を受けても著しく其被害を軽減することが出来ますから、徒に之を恐れるには及びませぬ。

1. 市民各自の毒瓦斯に關する智識を高めること。
毒瓦斯の襲撃を感じたものは次の様に行動すること。
イ、速に之を附近の者に知らせ、最寄の消防署警察署又は防毒班員に通知すること。
ロ、瓦斯の落ちた場合附近及其風下の者は風上高所又は側方に避難すること。
ハ、各家に在る者は、豫め準備した防毒室に避難し、窓及び障子を閉め毒瓦斯の侵入を防止すること。
ニ、通行者は最寄の避難所に避難する此の際毒瓦斯襲撃の方向に注意して毒瓦斯中に紛れ込まぬ様にする。
ホ、更に火災の爲に他に避難するを要する時は警察官、交通整理班等其筋の指示を待つて豫め定めてある公園、廣場等の一時の避難所に赴き決してあわてゝはならぬこと。
ヘ、凡て避難所を利用するには老幼婦女子を先にし、達者な者は自分の避難室等を利用し成るべく防火防毒に努めること。

ト、簡易防毒面を所有して居るものは速かに之を使用する、無い者は手拭等を水に浸して鼻及び口を覆ふこと。
チ、地下室に避難するのはよいが其出入口や窓を閉めることを忘れてはならないこと。
リ、高い所は毒瓦斯に對して比較的安安全である、大建築物の四階以上は防毒上には有利であること。
ヌ、持久性の液体毒物を散布せられた地域には近寄らない様にする、若し近寄る場合には必ずゴム長靴及びゴム手袋を装着して尚時々晒粉で此等のものを消毒せねばならぬこと。
ル、毒瓦斯に中毒した處ある時は努めて激動を避け速に救護班員の手當を受ける。

〇、各家の防毒室に就いて

1. 防毒室とは各家毎に作つて其家族が瓦斯に對して避難する室で其の大きさは家族の全員が入り得る事を必要とし、從つて一室で足りなければ二室でも三室でもよろしい、尙ほ家屋の關係上防毒室の作れない近所の人をも收容してやれば誠に結構なことで防毒室のあることを標示して載きたい。

2. 防毒室の位置

防毒室は家屋中で一番密着して空氣の流通を遮断しやすい室で且つ家の人々が避難するに最も便利な位置がよろしい。

3. 防毒室の設備

防毒室の設備の中で最も大切なことは、瓦斯の浸入し得る隙間がない事であり、この爲には戸、障子、襖、壁等の隙間は總て紙等で十分目張りして空氣の流通を遮断し只出入する戸又は襖のみを目張りせずに置きます、而も此の出入用の戸、襖も之を閉めれば直ちに空氣の流通を遮断する事が肝要であります、尙ほ成し得れば出入口には約一米以上離して二ヶ所に空氣の流通を遮断するやうに幕布を重ねねばなほよろしい、若し連續して居る二室を防毒室とする場合一室を前室として瓦斯の浸入を先づ制限し奥の一室に避難すれば誠に結構であります、防毒室には屋外や家の出入口の方向、又は店を見得る様に窓をつけ得れば便利です、尙ほ細い管などをつけて外の臭氣を嗅いで瓦斯の有無を知り得れば更に便利です。

4. 防毒室に關する注意事項

イ、前述の如き防毒室に多數の人が込み合つて入ると呼吸や燈火などによつて室内の空氣が汚れ、有害となる故注意しなければなりません。然し疊一疊に一人の割合ならば天井の高さにもよるけれど通常二時間三時間は殆んど身體に影響はありません。

ロ、防毒室を作つても尙瓦斯の浸入を少くする爲に家全體の雨戸や窓をよく閉めることが必要です。此の事は避難豫防の爲にも必要です。

ハ、個人で平常から防毒マスクを備へつけておくと戰時防毒室と相俟つて非常に都合がよろしい。

三、避難所又は一時避難所に避難する市民の心得べき事項

- 1 靜謐且つ順序正しく係員の指示に従ひ行動し特に老幼婦女子及患者等を先にすること
- 2 携帯物品は成る可く少くし寧ろ食糧品を多く携行し、特に發火の虞ある物品を携行せざること
- 3 入所前汚毒せられたる者は豫め係員に届け出て消毒を受けること携行物品亦同じであります

四、突發事件發生に際し出動する特設警備隊の輸送用自動車

(本自動車は前照燈中央に「市三種」の赤の横線を附す)

眞火災の爲出動及退場する消防自動車も同様

○警視廳刑事部注意事項

一、闇黒に乗ずる、窃盗、拘捕、不良行為等の被害を受けぬやうに、身邊の注意をすること

二、演習間特に家を虚にして空巢観に襲はれぬやう留意すること

○警視廳保安課注意事項

一、消燈の時に「ベンチ」や鉄等で電線を切つたり之に手を觸れたり又は電柱に昇つたりせぬこと

二、屋内燈火の管制にあたつては、前記「燈火の具體的管制法」によること

●警視廳消防課及び交通課の演習時に於ける諸注意事項は聯合防護團より配布のこと

防空必携書目録

書名	頁	定價	送料	發賣所及販賣所
國民防空讀本	二四六判	五十錢	六錢	大日本防空協會 有斐閣
家庭防空消防指導要領	一四六判	四錢	三錢 (七册每)	大日本防空協會
防毒指導要領	四四六判	五錢	三錢 (三册每)	大日本防空協會 支部 (所在地道府縣廳内)
燈火管制指導要領	五四六判	八錢	三錢 (三册每)	大日本防空協會 支部 (所在地道府縣廳内)
少年防空讀本	一四四判	三十五錢	近行	大日本防空協會 各支部 全國各書店

内務省内

財團法人 大日本防空協會發行

振替口座東京 四七七〇〇番